

# 西山交番だより

## 非行の芽 はやめにつもう みな我が子 夏は少年たちを取り巻く環境に注意を！

夏は解放感やちょっとした気の緩みから、非行行為を行う少年が多発する傾向があります。少年たちを非行や犯罪被害から守るために、家庭では対話を増やしましょう。

### 家出

子どもに普段とは違う兆候があった場合は、注意してください。

親同士でも連絡を取り合い、子どもの行動を知るようにしましょう。

早い届出が、早い発見につながります。



### 犯罪への加担

特殊詐欺などの犯罪に加担し、逮捕される事件が発生しています。

子どもが必要以上のお金を持っていませんか

高額な所持品を身につけていませんか

子どものアルバイト先を把握していますか

犯罪、いじめ、児童虐待など少年の被害に関する相談は

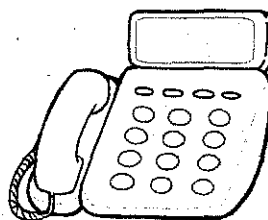
★「被害少年相談電話」少年サポートセンター名古屋

0120-7867-70

052-764-1613

★少年自身の悩みごとや困りごと相談は

052-764-1611



いずれも月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）午前9時から午後5時

令和5年7月  
名東警察署  
地域課  
778-0110



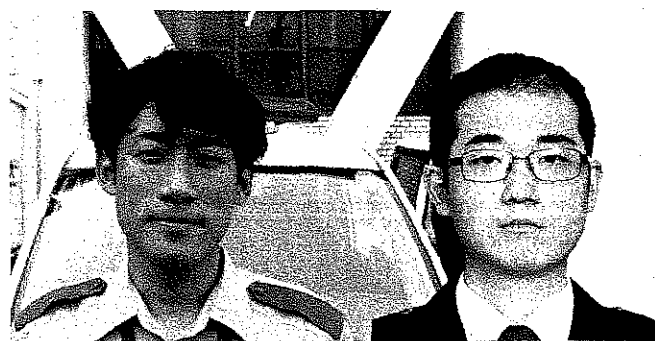
## 詐欺被害に注意！

西山交番管内で詐欺被害がありました。  
カードをすり替えられて、盗まれました。

- 犯人は、警察、弁護士、区役所、家族の同僚、百貨店、銀行など色々な立場をかたり接触してきます
- お金やカードを渡さない
- 「電子マネーを買え」も詐欺と思って



## 西山交番勤務員の紹介(その1)



左から、松坂、佐藤

西山交番の勤務員を3回に分けて紹介していきます。  
よろしくお願いします！

不審者・不審車両を見かけたら、110番通報をお願いします！



# 名東通信



## 警察官・警察職員募集

～あなたのこの一歩が、きっと誰かの何気ない日々を守る～

県民の皆さんが普段何気なく過ごす場所

あたりまえのように通る道

今この瞬間も、私たち、愛知県警察が守っています

「あなた」も愛知県民の「幸せ」を守りませんか



採用試験区分	受付期間	第1次試験	第2次試験
警察官 (A) 第2回 (大卒程度)	8月8日 (火) ～8月28日 (月)	試験日9月17日 (日)	試験日10月7日 (土) ～10月20日 (金)
警察官 (B) 第2回 (高卒程度)		合格発表9月26日 (火)	合格発表12月8日 (金)
第2回 警察職員 (高卒程度)	8月14日 (月) ～8月29日 (火)	試験日9月24日 (日)	試験日10月17日 (火) ～10月20日 (金)
		合格発表10月6日 (金)	合格発表11月17日 (金)

採用情報  
ウェブページ



※受験申込みは、インターネット（電子申請）により申し込んでください

## 飲酒運転絶対にしない！させない！

暑くなり、キンキンに冷えたビールがおいしく感じる季節ですが、「飲酒運転はお酒を飲む人も、飲ませた人も犯罪である」ことを徹底して、飲酒運転を根絶しましょう。

### ●ドライバーの皆さんへ！

- ・飲酒の予定があるなら、車で出かけない
- ・ハンドルキーパー、代行運転の利用の徹底



### ●一緒に飲酒する皆さんへ！

- ・飲酒運転車両に同乗したり、飲酒した人に車を貸さないように！



### ●酒を提供する飲食店へ

- ・酒を提供する際は、車両使用の有無の確認を！
- ・車を運転する人に酒を提供しないように！



事件・事故は110番！緊急性のない相談や問合せは下記へ

①最寄りの警察署 (名東警察署 052-778-0110)

②警察相談ダイヤル 052-953-9110 又は短縮ダイヤル #9110「月～金曜日(祝日、年末年始を除く)」まで

名東警察署 地域課



# 地域速報

令和5年7月 名東署地域課 052-778-0110

令和5年6月末現在、名東区内の特殊詐欺被害16件（去年同期比+2件と多発しています。6月中は百貨店等をかたる詐欺の電話が複数掛かっています。犯人は、

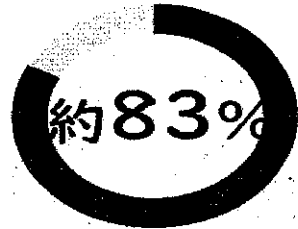
- ・「あなたのカードを使用して高額な商品を購入しようとしている人がいる」
- ・「キャッシュカードを新しい物に変更した方がいい」

などと言いその後、偽銀行員、偽警察官等が自宅を訪問し、キャッシュカードを騙し取る手口です。

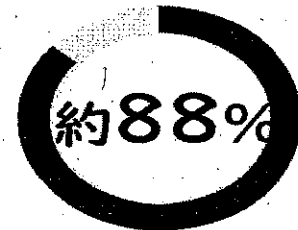
## 特殊詐欺被害に遭う人は どんな人？



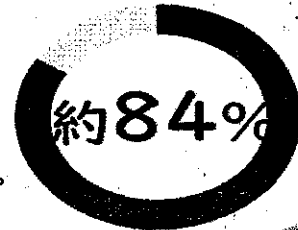
約8割が  
固定電話



約9割が  
高齢者



8割以上  
タマされない  
と思っていた。



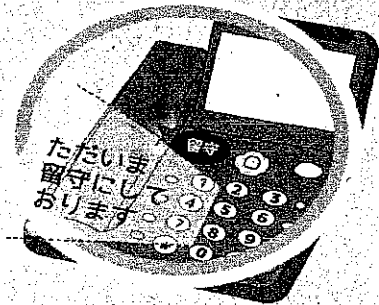
## 電話機で対策できます！

被害防止機能付き電話機

通話録音警告機  
(後付けタイプ)

電話回線

主な機能



留守電も効果的

# 電動キックボード どうなる!? どう乗る!?

道路交通法  
一部改正

令和5年  
7月1日  
より

装備が保安基準を  
満たしているか  
チェックし、

ルールを守って  
安全に乗りましょーう

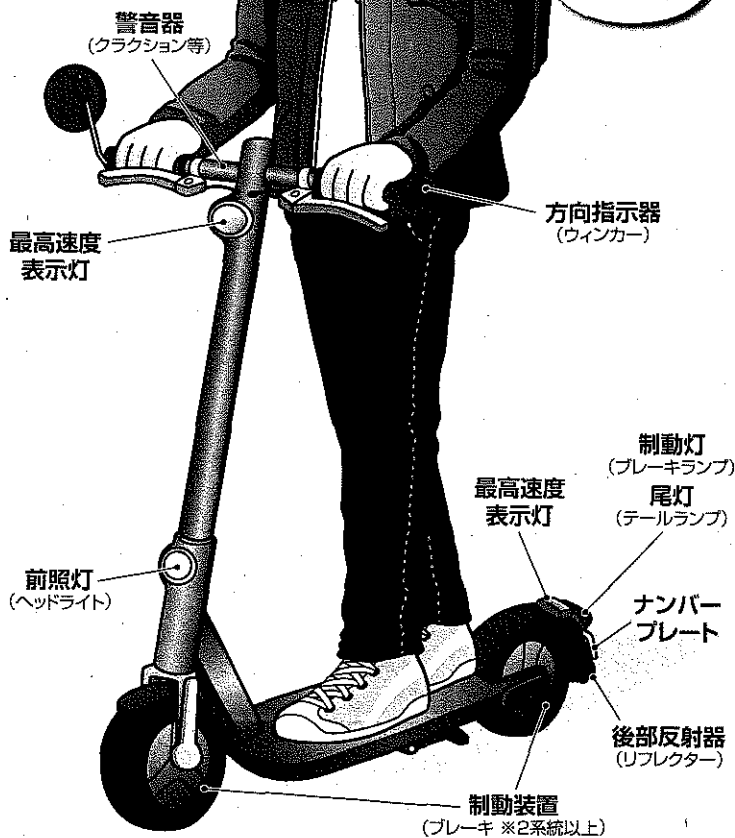
免許が不要な電動キックボードは  
道路運送車両の保安基準に適合  
した「特定小型原動機付自転車」  
に限られます。

令和5年7月1日から、原動機付自転車は  
車体の大きさや構造などに応じて  
「一般原動機付自転車」と  
新区分「特定小型原動機付自転車」に区分されます。  
いわゆる電動キックボードのうち、基準を満たしたものは、  
区分に応じた新しいルールで走行できるようになりました。

## こうなる!

電動キックボードの形状をしているもののうち、  
「特定小型原動機付自転車」は  
免許が要らない!

ヘルメットの着用は努力義務!  
16歳未満は運転禁止!



※形状は様々なものがあり、  
イラストは一例です

## 新区分「特定小型原動機付自転車」 として扱われるもの

車体の大きさ	長さ190cm以下 幅60cm以下
定格出力	原動機として 0.60kW以下の電動機を用いること
最高速度	20km/h を超える速度を出すことができない ※構造上20km/h以上出すことができるものは、走行中に速度の設定を 20km/h超に変更することができないこと
仕組み	AT(オートマチック・トランスミッション)機構であること
最高速度表示灯	灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの ※特例特定小型原動機付自転車の場合は 最高速度表示灯を点滅させることが必須
<b>その他の義務</b>	
自賠責保険(共済)への加入義務やナンバープレートの取得と設置義務	
<b>運転者の遵守事項</b>	
運転者の条件	16歳以上であること(免許不要)
ヘルメット着用	努力義務
通行ルール	車道通行が原則、他、普通自転車専用通行帯の通行可 ※6km/hを超えない速度など、特例特定小型原動機付自転車として各種条件を満たした 場合、最高速度表示灯を点滅させたうえで、特定の歩道や路側帯の通行も可

車道通行が原則。歩道を通行できるのは例外的な場合に限られます!  
これから電動キックボード等に乗る人はルールを確かめ、これまで乗っていた人は、ルールを改めて確認し、安全に走行しましょう。

愛知県交通安全協会

# こう乗る! 電動キックボード等の交通ルール

電動キックボード等が新区分「特定小型原動機付自転車」として、公道を走行するには、一定の基準を満たさなければなりません。基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車や自動車となり、対応する免許が必要です。そのうえで、車両区分に応じた交通ルールが適用されるので注意しましょう。

## 車道通行が原則

車道の左側端を通行しなければなりません。

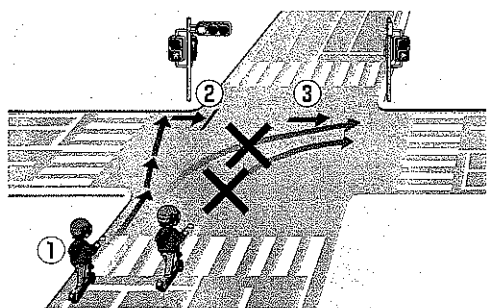
※自転車道は通行することができます。

信号機の信号や標識を守らなければなりません。

原則として、車両用の信号に従わなければなりません。歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合や特例特定小型原動機付自転車が歩道を進行して道路を横断する場合は、歩行者用信号機に従いましょう。

## 交差点は二段階右折です

特定小型原動機付自転車等が右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



- ①青信号で交差点の向こう側まで直進する
- ②その地点で止まって右に向きを変える
- ③前方の信号が青になってから進む

※条件により「小回り右折」ができるのは、一般原動機付自転車です。

●自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務です。  
事故による多額の賠償や自身の傷害等に備えて任意保険にも加入しましょう。

●各自治体でナンバープレートを取得し、取り付けなくてはなりません。



●交通反則通告制度の対象です。  
運転免許が不要なため点数制度の対象外で、違反した場合には基礎点数は付きません。しかし交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象であるため、行政上の手続として反則金や放置違反金の納付が必要です。

●16歳未満の人は運転禁止です。  
罰則 6カ月以下の懲役又は、10万円以下の罰金

●飲酒運転は厳罰です。  
酒や車両を提供した人も厳罰に!

●事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察に報告しなければなりません。

## 例外的に「歩道等」を通行できる特例特定小型原動機付自転車

歩道等を通行できるのは特定小型原動機付自転車のうち「特例特定小型原動機付自転車」で、次のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものに限られます。

- 歩道等を進行する間、最高速度表示灯を点滅させていること
- 最高速度表示灯の点滅中は時速6kmを超える速度を出ることができない車体の構造であること
- 側車を付けていないこと
- ブレーキが走行中、容易に操作できる位置にあること
- 鋭い突出部のないこと

ただし、保安基準を満たす特例特定小型原動機付自転車であっても、すべての歩道等を通行できるわけではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識(左図)等が設置されている歩道や道路の左側に設けられた路側帯に限られます。



歩道を通るときは、歩道の中央から車道寄りの部分又は特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を徐行しなければなりません。

※歩道等とは、歩道と路側帯をいいます。

## 特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる17の危険な行為

以下の「特定小型原動機付自転車危険行為」をし、3年以内に2回以上摘発されると講習の受講が命じられ、3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。

<b>歩行者用道路徐行違反</b>  <small>※通行が認められている歩行者用道路の場合。</small>	<b>通行区分違反</b>  <small>※歩道通行や車道の右側通行などの行為。</small>	<b>歩道徐行等義務違反</b>  <small>※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限り、歩道に限り通行できます。</small>	<b>通行禁止違反</b>  <small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small>
<b>遮断踏切立入り</b> 	<b>優先道路通行車妨害等</b> 	<b>交差点優先車妨害</b> 	<b>路側帯進行方法違反</b> 
<b>指定場所一時不停止等</b> 	<b>整備不良車両の運転</b> 	<b>酒気帯び運転等</b> 	<b>環状交差点通行車妨害等</b> 
<b>安全運転義務違反</b> 	<b>携帯電話使用等</b> <small>※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。</small>	<b>妨害運転</b> <small>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、クラクションを執拗に鳴らすなどの行為。</small>	<b>特定小型原動機付自転車運転者講習の講習時間は… 3時間 講習手数料… 6,000円(標準額) 命令に従わずに講習を受けないと… 5万円以下の罰金</b>